



議会報

ならは



今年も檜葉町から多くの皆さんが参加しました。【1/11大俵引きにて(会津美里町)】

平成25年12月定例会 12/10(火)～12(木)

- ▶ 平成25年12月定例会……………1～2ページ
- ▶ 意見書提出……………3ページ
- ▶ 町政諸般報告……………4ページ
- ▶ 町政を問う【一般質問】……………5～10ページ
- ▶ 臨時議会……………11ページ
- ▶ 全員協議会……………12～13ページ
- ▶ 議会の活動……………14ページ
- ▶ 委員会のうごき……………15～16ページ

平成26年

第163号

2月1日
発行



平成25年12月定例会

12月定例会で議決された事項についてお知らせします。

◆提出された案件については、慎重に審議された結果、原案どおり可決・承認されました。

町提出議案	
・平成25年度榑葉町一般会計補正予算（第5号）	全員賛成
・平成25年度榑葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	全員賛成
・平成25年度榑葉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）	全員賛成
・平成25年度榑葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）	全員賛成
・特別功労表彰について	全員同意
・特別功労表彰について	全員同意
議員・委員会提出議案	
・東京電力株式会社福島第二原子力発電所の廃炉を求める意見書	賛成8/反対3
・榑葉町議会会議規則の改正	全員賛成
・義援金疑惑等に対する町民の不信感並びにその払拭の為の調査に関する決議	賛成8/反対1

平成25年度補正予算

【一般会計予算（第5号）】

歳入歳出予算に993,377千円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ9,642,897千円とする。

【国民健康保険特別会計（第2号）】

歳入歳出予算に40,000千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ1,960,000千円とする。

【下水道特別会計予算（第4号）】

歳入歳出予算に8,912千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ1,082,317千円とする。

【介護保険特別会計予算（第1号）】

歳入歳出予算に1,608千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ900,486千円とする。

特別功労表彰

【表 彰 者】

氏 名			行政区
草 野	孝	氏	大 谷
松 本	重 義	氏	山田浜

議員・委員会提出議案

【東京電力(株)福島第二原子力発電所の廃炉及び新たな雇用の場を求める意見書】

※意見書の内容については、次ページに記載しています。

◆賛成意見（要約）

- 生命を第一義に考えれば、安全に対する信頼性を失った原子炉は廃炉にすべきである。
- この事故を経験して、なお、当該施設を存続させることがあれば、町としての信頼を失墜させることとなる。
- 第二原発を廃炉にせず放置すれば再稼働に対する不安を残すこととなる。本意見書を提出することにより意思を明確化すべき。
- 原子力に固執するのではなく、将来を見据えた新たな技術や産業の創出を図ることが重要である。
- 雇用と経済の再生は、一町のみで成し得ることではない。国が当地域において推進してきた原子力発電事業が瓦解した現状を鑑みれば、国の責任において、双葉郡としての広域的な構想も考慮に入れ、新たな雇用の創出を図るべき。

◆反対意見（要約）

- 当町において原子力発電関連の雇用、経済の影響は大きく、町の存続に関わる事柄であるためより慎重を期すべき。
- 廃炉の前提として新たな雇用、新たなエネルギー体系の構築が必要。現段階での廃炉は時期尚早である。
- 再生可能エネルギーのみでの安定的電力供給には疑問が残る。また、国際的に二酸化炭素排出が問題視されるなか、二酸化炭素を排出しない原子力発電については、技術的状況などを踏まえながら段階的に対応すべきである。
- 議論や合意形成が不十分であるため意見書の提出は拙速である。
- 雇用の場の確保について、政策的な提案をもって国に提出すべき。

楡葉町議会会議規則の改正

議員定数削減に伴い、地方自治法第112条第2項及び第115条の3の規定との整合性を図るため、本規則の一部を改正。

【義援金疑惑等に対する町民の不信感並びにその払拭の為の調査に関する決議】

義援金疑惑等に対する町民の不信感に関して、議会として町民の負託に応えるため、さらに議会に対する失われた町民の信頼の回復を図るため、委員会を設置し調査を行う。

◆委員会名

義援金疑惑等に対する町民の不信感並びにその払拭の為の調査に関する調査特別委員会

◆定 数 6名

役 職	委 員 名	役 職	委 員 名
委員長	古 市 福 男	副委員長	鈴 木 恒 男
委 員	宇佐見 雅 夫	委 員	渡 辺 修 三
委 員	松 本 清 恵	委 員	猪 狩 守

東京電力(株)福島第二原子力発電所の廃炉及び 新たな雇用の場を求める意見書を提出しました。

意見書の内容等については、下記のとおりです。

《提 出 先》

内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣、復興大臣、衆議院議長、参議院議長

東京電力(株)福島第二原子力発電所の廃炉 及び新たな雇用の場を求める意見書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故は、極めて深刻な事態であり、2年9ヶ月が経過した今もなお、収束の見通しがたっていない。

楡葉町は、平成24年8月10日の区域再編以来、町第二次復興計画を策定し、帰還に向けた本格除染や上下水道、道路等のインフラ復旧の取り組みを加速化している。しかし、除染の効果や放射能が及ぼす健康被害や、生活再建のための賠償額の提示、被災自治体への復興賠償など様々な問題に対し、国の対応策が未だ不十分である。

また、高レベルを含む放射性廃棄物などの処理や処分が明らかにされない原子力行政の在り方が疑問視されている現段階では、福島第二原子力発電所の再稼働について、社会全体が理解を示すことは考えにくい状況にある。

これまで国策民営で進められてきたエネルギー政策に理解と協力を惜しまなかった楡葉町であるが故に原子力関連企業に従事していた町民も多く、帰還した町民が安定した生活を営むためには、町民の新たな雇用の場を確保することが重要課題と考える。

よって、原子力発電への安全性が担保されない現状を踏まえつつ、帰還した町民が安定した生活を送り、今後、町が飛躍・発展することを切に願い、国においては下記の事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

- 1 東京電力(株)福島第二原子力発電所を廃炉にすること
- 2 地域振興を基本とした企業立地を積極的に推進し、原発関連産業に代わる新たな雇用の場を確保すること
- 3 立地町における復興財源は、国が責任を持って確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

福島県楡葉町議会

= 町政諸般報告 =

12月定例会においては、下記の内容について町政報告がありました。

報告 1

【若者との懇談会】

20代から30代の若い町民と意見交換を行いました。参加者からはふるさと榊葉への思いや子育て世代の悩みなど、率直なご意見を多数いただきました。

報告 2

【第7回市町村対抗軟式野球大会】

試合は福島市の県営あづま球場で行われ、榊葉町は1回戦、2回戦を勝ち進み、3回戦で南相馬市に惜しくも破れてしまいましたが、その姿は町民に希望を与えてくれました。

報告 3

【町政懇談会】

町政懇談会を9月28日から11月2日まで、主に行政区単位により計13回開催いたしました。懇談会でいただいた質問やご意見等については、「町政懇談会に於けるQ&A」として全世帯へ配布し、町の考え方をお伝えすることといたしております。

報告 4

【第13回全国障害者スポーツ大会】

大会は10月13日東京都で開催され、前原の矢内菜々美さんが陸上女子車いす100メートル競技とソフトボール投げの2競技に出場し、どちらも銀メダルという見事な結果をおさめました。

報告 5

【損害賠償請求】

町の損害に係る東京電力への賠償請求を10月24日に行いました。今回の請求は9億9,909万5,601円となっております。今後も引き続き、町の損害賠償請求を行っていきます。

報告 6

【第25回市町村対抗福島県駅伝競走大会】

大会は11月17日、白河総合運動公園陸上競技場から福島県庁までの16区間、95.1キロメートルで開催されました。成績は総合46位、町の部25位となりました。

報告 7

【水稻放射性物質移行確認実証栽培】

安全性の検証と営農再開を目指すことを目的に、町内15カ所の圃場を設置し実施、226袋を収穫しました。

測定結果は、214袋が25ベクレル未満、12袋が25ベクレルから50ベクレル未満となり、全袋検査及び簡易分析のいずれも基準値を大きく下回る結果となりました。

報告 8

【除染の進捗状況】

10月31日現在実施率で宅地69%、農地73%、森林74%、道路67%となっております。年度別では、平成24年度分の除染作業が終了し、除染結果の報告作業が11月末現在で対象1,265世帯に対し738世帯（58%）への報告が済んでいる状況となっております。平成25年度分は11月末現在で住宅が約6割、農地が約3割、森林が約2割、道路が約1割の進捗でございますが、年度末までに生活圏の除染は終了できる見込みとなっております。

報告 9

【榊葉町除染検証委員会】

この委員会は国が行っている除染効果等について、町民が安心して生活できる環境づくりを行うため各分野の専門家により組織し、1回目の会議では、住民との意見交換を行いながら、除染廃棄物の仮置き場や除染後の住宅視察を行いました。来年春に向けて意見を取りまとめていただく予定です。

報告 10

【民生児童委員及び主任児童委員の委嘱】

厚生労働大臣及び福島県知事からの委嘱状伝達式が12月2日、サポートセンター空の家で行われ、避難中での活動となりますが、制度の根本となる基本姿勢、基本的性格、活動の原則という3原則を常に念頭において、地域に根差した福祉活動をお願いしたところです。

報告 11

【年末年始の特例宿泊】

震災から2年9カ月が経過し、住民の方々の我が家に宿泊したいとの要望もあることから、避難指示解除区域における短期間の宿泊であれば可能とされている特例宿泊を平成25年12月28日から平成26年1月5日の最大8泊9日の間で実施することといたしました。



◆帰町判断する時期の見直し 及び賠償について

平成26年春に帰町する時期を判断することとなっている。単にインフラ整備等、復旧されただけでは帰町することはできない。そこで次のことについて問う。

問 双葉郡に設置すると予想される中間貯蔵施設へ搬入するための安全確保について

答 (町長) 廃棄物を搬入するための安全については、国において安全対策、環境保全対策の各部門で専門家会議が組織され、検討される。

問 騒音、渋滞、事故等の問題は。

答 (町長) 国の責任において安全・安心を確約することが大前提である。

問 発電所周辺の線量は上昇しているのか。

答 (町長) 敷地境界8地点及び構内20地点における空間線量を測定し、毎月評価している敷地境界における空間線量は、ここ1年以上にわたり年間0.03ミリシーベルトで推移している。

問 第一原発の4号機から使用済み燃料を取り出すためのリスクは。

答 (町長) 取り出し過程での傷の拡大によって、放射性物質が出る可能性はゼロではない。保管状況、作業環境等において通常作業と違うリスクがある。リスク対策や安全な作業について町では注視していく。

問 汚染水について

高濃度の汚染水を保管している地上タンクの汚染水漏れのリスクは。

答 (町長) 事業者において原因調査と汚染土壌の除去やモニタリングを実施。パトロール体制の強化やフランジ型タンクの汚染計の設置を行い、監視強化を図っている。国の汚染水処理対策委員会において検討した結果を年内に取りまとめる予定とされている。

問 地下水の圧力による原子炉建屋の浮き上がりリスクはあるのか。

答 (町長) 山側から建屋に流入している地下水を抑制するため、凍土方式による陸側遮水壁を平成26年中に運用開始し、地下水の流入量を低下させる。建屋内にある汚染水の水位と地下水の水位が逆転し、浮き上がりリスクはない。

問 除染をしたが高線量のところやホットスポットの再除染はどのようなになっているのか。

答 (町長) 生活圏の除染は平成25年で終了する見込みである。除染の効果が維持できないところや再汚染が確認されたところはフォローアップ除染を行うことになっている。

問 福島県知事が、安倍首相を初め主な大臣の発言から事故収束宣言は撤回されたと発言されたと思うが、原発事故は継続しているという理解でよいのか。

答 (町長) 第一原子力発電所は冷温停止を維持しているものの、汚染水の問題等対応すべき課題が山積しているため、収束したとは言いがたいと思料している。

問 原発の状況など一定の解決のめどがつかない場合、帰町判断を見直すべきではないのか。

答 (町長) 町民の早期帰還に向けて、その障害となるさまざまな課題の解決に全力で取り組んでいく。町民が安心して町に帰還でき、安全に生活が送れる状況を確認し、その状況を十分に見極めて、帰町可能な時期を示す。

問 帰町するには原発の安全性が一番大事。どの時点で安全で大丈夫だと判断するのか。

答 (町長) 専門家あるいは有識者にさまざまな角度から意見を賜って判断すべきと思っている。

問 特定秘密保護法によって原発の情報はどうなると思うか。

答 (町長) 身近に接する危険度において、しっかりと説明責任を果たすべきである。

問 復興庁が年内に策定する。早期帰還定住プランに基づく帰還工程表に原発の安全性を盛り込むべきと思うが。

答 復興庁に対して申し入れ等々はしっかりと見据えて実施していく。

問 賠償の上乗せについて。

答 今年中には最終指針が出ると聞いている。



◆帰町判断と帰町後の高齢者の対応について

問 平成26年春に帰町判断をするということになっているが、判断基準をお聞かせいただきたい。

答 (町長) 第2次復興計画に示すとおり、震災から3年が経過する平成26年春に帰町の判断をすることとしたものであり、帰町判断の進め方については、復興推進委員会にて議論を重ねているところである。

問 帰町判断した場合どのような年齢の方がどのぐらい戻ると町では予想しているか。

答 (町長) 直近の福島県と連携して実施した住民意向調査によると、楡葉町の避難指示が解除された場合、すぐに戻るまたは条件が整えば戻るとされた方が約4割、戻らないが約2割、判断できないまたは無回答が約4割という結果であった。より多くの町民の方々に帰還していただけるよう、全力で取り組んでいく。

問 高齢者が戻った場合、町ではどのようなサポートを考えているのか。

答 (町長) 特別養護老人ホームリリー園や老人保健施設楡葉ときわ苑の再開に向けて協議を進

め、住民の現状や意向を踏まえた上で必要な対応を検討してまいりたい。

また、在宅医療の検討や健康寺子屋や地域ミニデイ等の介護支援事業の再開、子供から高齢者までが利用するコミュニティ活動の拠点について検討してまいりたい。

問 楡葉町には介護福祉士、介護職員は何名ほどいるのか。

答 (町長) 介護福祉士については各施設等に確認したところ、48名が登録。介護ヘルパーは、219名が資格を取得しているというような状況。

問 町で介護職員、介護福祉士などを養成しなければならない。資格を取るための補助制度をつくる考えはあるのか。

答 (町長) 町としても資格取得を後押しするような補助制度の創設について検討してまいりたい。

◆屋内除染の状況について

問 町内8軒程度の屋内の汚染状況を調べてみたが、北側換気扇から汚染した空気が室内に入り込んでいるというデータをとることができた。町は室内の汚染状況をどのように把握しているのか。

答 (町長) 国において希望があれば室内モニタリングを実施していると報告を受けており、基準を超えた汚染状況は確認されていない。町としても屋内汚染状況の把握に努めてまいりたい。

問 屋内清掃は、汚染があった場合、除染作業に当たると思うが。

答 (町長・放射線対策課長) 清掃による粉じん放射性物質が付着している場合は除染行為と解釈できると思われる。そのよ

うな作業には東京電力の清掃支援を活用いただきたい。また、そのような注意点などについてお知らせしてきたところであるが改めて広報等で周知していきたい。

問 楡葉町では何名ほどホールボディを受けているのか。

答 (放射線対策課長) 23年の9月から開始して以来、25年11月末現在で、延べ2,384人が受診している。

◆ダム・ため池等の除染について

問 27年度の営農再開に向け町内のダムやため池等の調査の必要があると考えるが。

答 (町長) 環境省で福島県内の公共用水域における放射性物質モニタリングの測定結果を公表しており10月11日に公表された数値では、上繁岡第1ため池においてキログラム当たり2万3,400ベクレル、下繁岡ため池で1万4,600ベクレル、大堤ため池で1万500ベクレルとなっている。

今後の営農再開には、ため池や河川の水は必要不可欠であり、その調査も当然必要であると考えている。今後引き続き国へ要望してまいりたい。

問 今回町が購入したゲルマニウム放射線半導体検出器を有効に使うため町独自でダム・ため池等を測定し国に示すべきと思うが。

答 (町長) 木戸ダムの水底土壌の放射性物質検査も可能だが、詳細調査も含め国へ要望すべき内容であると考えている。今後はさまざまな測定を行いながら、測定機器の活用を図っていききたい。



◆帰町に向けての住民意識の高揚と生活再建の諸問題について

問 国で行うフォローアップ除染（再除染）の方法について。また、除染未同意者に対する対応。

答（町長）現在の国の方針ではフォローアップ除染の具体的な基準が示されていない。早期に具体的な方針を示すよう、引き続き国と協議していく。

除染未同意者へは国において引き続き理解を求めながら対応するとしている。

問 帰町するためには屋外、屋内ともに安心できる除染の効果を提示すべき。町では線量の高い屋内除染に具体的にどのように対応するのか。

答（町長）今後屋内の汚染状況を調査しながら対応を検討したい。

問 津波被災者は東電の財物賠償が自然災害となり賠償に制限があり、他の町民との間で不平等感が生じているが、町独自の支援を検討する考えはあるのか。

答（町長）津波被災者に対する家屋、家財の賠償は、国・県・市町村の事務レベル会議で協議した結果、現在は一定の賠償基

準が示されている。地震により被災した家屋においても、被害の程度に応じてその賠償額は控除されている。

また、町としては、防災集団移転促進事業や災害公営住宅の建設など、賠償のみならず、ほかの支援策も含めて総合的に対応していきたい。

問 現在、可燃物、不燃物、家電4品目の回収を行っているが、これ以外の家電や農機具類など大量の廃棄物の発生が予測されるが、これらの処理は具体的にどのように進めていくのか。

答（町長）粗大ごみについては現在行っている家電品同様、コールセンターによる受け付けを行い、来年の2月から個別による回収を行う方向で協議をしている。

問 新産業による雇用を確保し、働く場を提供しなければ町に戻る割合が減少する上、税収も確保できないが、具体的に企業誘致の見通しはあるのか。また、雇用を支えてきた福島第二原子力発電所の再稼働についてはどのように考えているのか。

答（町長）企業誘致等についてはモックアップ施設整備を契機とし町内に廃炉作業に関する研究や事業活動の拠点を集積したいと考えており、関係機関と誘致に向け取り組んでいるところ。

福島第二原子力発電所の再稼働については、福島県及び福島県議会において全基廃炉を求めており、福島県原子力発電所所在町協議会においても全基廃炉の意向を確認している。今後も原子炉の廃炉に向けた動きを注視していく。

◆夢や希望に満ちた町の政策展開について

問 町長は、町政懇談会で復興のモデルタウンにしたいと話しているが、将来を見据えた目玉となる事業があれば示していただきたい。

答（町長）復興計画に示すコンパクトタウンや竜田駅東口開発などの施策を一つ一つ着実に実行することで、復興・再生をいち早く実現させるモデルタウンとなることを目指し取り組んでいく考えである。

問 町の災害公営住宅の現状並びに双葉郡住民の受け皿としての県災害公営住宅建設の働きかけや復興計画見直しも含め宅地造成などの新しい施策を検討すべきと思うが。

答（町長）町では防災集団移転を希望した52世帯のうち、災害公営住宅の希望があった37戸を計画している。県の災害公営住宅は郡内の要望等を踏まえ、国や県と協議していきたい。また、新たな政策については希望に応じて適時計画の見直しや宅地造成を検討してまいりたい。

問 国や県は主要施策として再生可能エネルギーの普及促進を打ち出している、町も再生可能エネルギーの普及を進めるべきと思うが。

答（町長）町としても、第2次復興計画において再生可能エネルギーの導入に取り組むことをうたっており、洋上風力発電のほか来年度には役場庁舎及び楢葉南小学校に太陽光発電と蓄電池を設置する予定。今後さらに町有地の利活用も含め、検討を進めていく。



◆中学校の改築工事について

問 震災前と現在の仮設小・中学校で学ぶそれぞれの児童・生徒数はどのくらいか。

答 (教育長) 震災前平成23年3月の時点で小学生436名、中学生242名の合計678名であったが、平成25年5月の時点では小学生88名、中学生63名の合計151名となっている。

問 檜葉町で再開した場合、予想される児童・生徒のそれぞれの数は。

答 (教育長) 基本的に若い人が戻らなければ子供も戻ってこないと考えている。親御さんや子供の不安を一つ一つ払拭し、一人でも多くの児童・生徒が戻ってくるよう努力していく。

問 今回の改築費用は。

答 (教育長) 総額は19億3,821万1,000円。

問 グラウンドやプール改修工事費を含めた全体の金額は。

答 (教育総務課長) 全てやった

場合、総額で28億4,500万円ほどかかる見通し。

問 実際約30億弱の金額を出して改築した中学校も、児童・生徒数が今でさえ4分の1に減っており、今後、5分の1、6分の1になってくる可能性があると思う。

さらに、これから何十年も生きる子供をこんなに早く返していいものか。放射能や放射線を気にしながら生活するより、いわきの仮設学校でもっと時間をかけてゆっくり学ばせたほうが、親も子も安心すると思うが。

答 (教育総務課長) 22年度から着手している事業であり、いつでも受け入れができる準備をしておかなくてはならない。

問 少なくとも規模を縮小してやるべきでは。

答 (教育長) 子供たちにとってすばらしい学校をつくり、郡内の生徒が戻る受け皿としての整備ができればと考えている。

意 今の現況を見た場合に、果たして30億弱の工事費をかけてやるよりも、きちんと規模を縮小して、その上で余ったお金を別なところに回すべきということを主張したい。

◆精神的な賠償の打ち切りについて

問 今回開催された原賠審の会合の内容について。

答 (町長) 主に避難指示の長期

化に伴う賠償の考え方、住宅の賠償指針の素案についてそれぞれ議論したものと聞いている。

議員おただしの精神的賠償の終期についてもこの場で議論され、各マスメディアによって避難指示解除後1年間で打ち切りとの報道がされている。

問 特に精神的な賠償の打ち切りについて、町としての考え方は。

答 (町長) 原賠審では避難指示解除に至る時点で住民と政府の間で十分な協議が行われることとしているが、この1年間で当面の目安としており、状況に変更が生じた場合、実際の状況を勘案して柔軟に判断することが適当とされていることから、各地域の実情において延長は認められるものと理解している。

町としても賠償が継続されるよう、国等に対し要望していく考えである。

問 解除後1年以内に住宅の修理や生活環境を整備するのは非常に難しい。

また、精神的な苦痛の中には家族の崩壊や地域の崩壊といったいろいろな問題が入っており、そういったものは1年ではなかなか解決しない。

精神的慰謝料が打ち切られたら町民の生活は大変になってくるが、町長の考えは。

答 (町長) この件については、継続的に要望していくというような形で檜葉町は考えているので、ご理解いただきたい。



◆ 檜葉町の現状と今後の課題

問 健康管理の状況は現在どのようなか、特に放射線被ばくに関してその後の状況と今後特に考えられる点について、町ではどの程度把握されているか。

答 (町長) 県では、現在18歳以下の甲状腺検査、0歳から全住民に対し血液検査等の健康診査、外部被ばくを想定する基本調査を実施。受診者数は平成23年度633人、平成24年度420人となっており、結果については公表されていないため、詳細については不明。

甲状腺検査については、平成25年7月現在、1,088人が受診し受診率は72.3%で内5名が要精検となっており、その後4名が精密検査を受け、2名が次回検診、1名が経過観察、残り1名が2次検診となっている。

問 檜葉町の除染と除染に関する報告等が徹底されていない、特に終了時の報告がしっかりされない、また終了した時点のモニタリング報告も順序が一定していない、先にやったものは先に報

告すればよいものを、報告の徹底を望む。

答 (町長) 現在町内で行われている除染のながれは、まず除染前に方法の説明が行われ、作業終了後に請負業者による空間線量率と表面汚染密度の事後モニタリングが行われ、作業をいったん終了し、その後、環境省あるいは委託された監督員が事後モニタリング結果をもとに再測定を実施し、ホットスポットが確認されれば再度局所的な除染が行われ、ふたたびその部分を測定確認して報告書を作成する。

町民の方には業者より連絡し、報告書を郵送後、希望により現地立ち合いで説明をさせる。内容的には、いったん終了した後の作業内容の連絡がないため、終了したかどうか当事者が判断出来ず、不信感を持たれる要因となっているが、町でも必要な対応を図っていききたい。

問 今後の檜葉町の方向性として、執行側では何を最重要課題としてお考えか。

答 (町長) 震災から2年9か月が経過する今、町は避難指示解除準備区域に再編され立ち入りは緩和されたが、依然として不自由な避難生活がつづいている状況下、町の機能を取り戻す様々な復旧事業を推進してきたが、何を重要課題にするかについては先に策定した第2次復興計画に示す170余りの施策のどれをとっても、町の一日も早い復旧復興、そして町民の皆様の再建に欠かすことのできない施策と認識するところであり、

課題山積のなか、道半ばの状況だが一つ一つ着実に実行し、新生檜葉のために全力を尽くしてゆく。

問 帰町するにあたっては、何と言っても医療の充実、医療機関の設置がある。2つめは、産業基盤の構築、何か原発に代わる施設を国と協議していただきたい。3つめは、住宅の再建について、技術者や部材の不足を支援頂きたい。4つめは、復興の柱となる全家庭の屋根へ太陽光発電施設の設置。5つめは、モックアップ施設と、オフサイトセンターに関連する企業の誘致と風評被害から檜葉町を守る対策。

答 (町長) 生活再建の一つとして医療の充実、そして産業の集積、住宅の再建、精神的賠償の延長、再生可能エネルギー設備の設置、モックアップ施設を核とする産業のグローバル化など、産・学・官の連携をとりながら進めていきたい。

問 中間貯蔵施設について、新聞報道では、計画している施設について、施設用地及び緩衝地帯の土地を含めて国有化の内容を示した報道がされたが、我町についても同様なのか、またこの件に関して国の方より報告はあったのか。

答 報道された事実は承知しているが、国より説明された事実はない。また、この件に関しては、11月26日付けで環境省が除染情報サイトにおいて、事実を否定している。



◆町民の健康管理及び除染について

問 ホールボディー検査を受けた人は何人か。

答 (町長) ホールボディー検査は平成23年9月から開始し、平成25年11月末現在で延べ2,384人が受検。

内訳は福島県1,428人、ひらた中央病院532人、常磐病院162人、楡葉町実施分として262人で、うち25年8月以降スポーツ医療診療所での受検者が106人となっている。

問 年代別ではどうか。

答 (放射線対策課長) まず4歳から9歳までが481名、10代が778名、20代が223名、30代が273名、40代が173名、50台以上が456名となっている。

問 子供の甲状腺検査は何人受診したのか。

答 (町長) 子供の甲状腺検査は県内外の18歳以下の子供を対象に福島県が実施、平成25年7月現在1,088名が受診しているが、いまだ416名が受診していない状況にあることから、全対象者が受診できるよう

県と連携をしながら進めていきたいと考えている。

問 甲状腺検査は定期的なエコー検査をやっていくべきと考えるか。

答 (住民福祉課長) 県では2年に1回の実施を進めているが、町としては、県に対し1年に1回の実施を要望しているような状況。

問 小中学生のホールボディーカウンタ検査を年2回やるべきと考えるか。

答 (町長) ホールボディー検査を受検した児童・生徒数は1回受検が583人、2回受検が34人、3回受検が4人、4回受検が1人となっている。受検の結果、預託実効線量が1ミリシーベルトを超える方が3人。いずれも検査開始時期に受検された町民であったことが確認されている。今後は一度も受検していない方も含め、定期的に受検していただくような対策や複数回の受検についても福島県と協議しながら検討していきたい。

問 小中学生のホールボディーカウンタは学校の健康診断にあわせてできないのか。

答 (教育長) 学校と町それから県の方針等を踏まえながら今後、学校側と詰めていきたいと考えている。

問 ゼロ歳児からの検診もやっていくべきだと思うが。

答 (住民福祉課長) ホールボディーのゼロ歳児からの検診について、町としては、中央病院・常磐病院と提携を結んでおり、検査を実施しているところである。

問 除染の平成24年度、25年度の達成率は何%なのか。

答 (町長) 環境省発表の除染特別地域における計画に基づく除染の進捗状況によると、10月31日現在の実施率で宅地69%、農地73%、森林74%、道路67%となっており、年度別では平成24年度分は除染作業は終了、仮置き場の閉鎖と町民の方への報告が残っている状況。平成25年度分は11月末現在で住宅が約6割、農地が約3割、森林が約2割、道路が約1割の進捗となっている。

問 木戸川、井出川の河川敷の除染はするのか。

答 (町長) 河川敷のうち、鮭のやな場など多くの人が長時間活動する拠点となる場所についても除染は行われるものと考えている。

問 除染前に屋根を修復した瓦の処理について。

答 (町長) 町民が自ら被災瓦の処理をしたものについては、除染の際に屋外残地廃棄物として除染の仮置き場へ搬入保管をしている。専門業者の委託によるふきかえ等で発生した瓦については、現行法令上は事業系廃棄物となることから、事業者が処理することとなっている。具体的な処理方法等については現在国と県で協議を進めている。

問 家の取り壊しが始まった場合の瓦はどうなるのか。

答 (環境防災課長) 家屋解体で生ずる瓦については、今回の帰還の妨げになるということで、仮置き場に運ぶと理解している。

備品購入契約

保障期間が終了する業務用パソコンについて、セキュリティ上支障があるため購入。【全員賛成】

◆購入台数 90台

土地及び建物の取得

モックアップ施設用として、榑葉南工業団地内の土地及び建物の取得をするため。【全員賛成】

◆所在 榑葉町大字山田岡字仲丸1-17 外6筆

◆面積 35,880.39㎡（内訳宅地30,668.39㎡・雑種地5,212.00㎡）



【榑葉南工業団地】

請願・陳情書を提出される方へ

※請願・陳情される内容や手続き等の不備により、受け付けが出来ない場合もございますので、
予めご了承ください。

- ①請願書には、必ず1名以上の議員の署名、押印が必要です。
- ②1つの案件ごとに作成してください。
- ③提出期間は、次期定例会10日前までに提出してください。
- ④書式は、右記のとおりです。
- ⑤添付資料として
 - ・関係地権者の同意書または連名書。
 - ・関係する図面または位置図。
 - ・その他、必要とする資料があれば、添付してください。
- ⑥陳情書には、紹介議員は必要ありません。

《表紙》

〇〇〇〇〇〇に関する請願書

紹介議員 氏 名 印

《本文》

〇〇〇〇〇〇に関する請願書

請願の趣旨
何事………

理由………

何事………

平成〇〇年〇〇月〇〇日

榑葉町議会
議長………様

請願者 住所………
氏名……… 印

☎ 〇〇-〇〇〇〇

手続きなどお問い合わせについては、榑葉町議会事務局まで ☎0246 (25) 5561

開会日：平成25年9月25日

楡葉町の除染の進捗状況について【説明：環境省（福島環境再生事務所）】

≪平成25年8月末現在≫

仮置き場：確保済み	進 捗 状 況			
同意取得：ほぼ終了	宅地：5割	農地：7割	森林：7割	道路：4割

◆今後の進め方

平成24年度実施区域は平成25年内の完了、平成25年度実施区域は年度内の完了を目指し実施。その後、事後モニタリングを行う予定。

◆質 疑

Q. 屋内除染について。

A. 除染終了後に調査し、結果に基づき検討する。

Q. 除染時の瓦の回収について。

A. 産廃となるものは除染時の回収は出来ない。

Q. ホットスポット等の対応について。

A. 事後のフォローアップ除染をしていく。

Q. 水の汚染について。

A. 濁水等からも汚染は確認されていない。

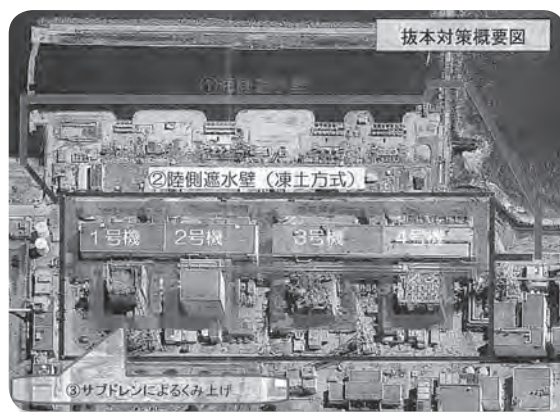
汚染水の現状と対策について【説明：福島復興本社（東京電力）】

◆現状（平成25年9月時点）

海へは発電所港湾内に汚染水が流出している状況。海水モニタリングの結果は、ほぼ検出限界値未満。地上タンクからは約300立方メートルの漏洩を確認。拡大防止作業を実施中。漏えい箇所や原因については調査中。

◆対 策

- ・海洋、港湾への流出を阻止し汚染水増加抑制のための遮水壁（海側・陸側）の設置。
- ・原子炉建屋等への地下水流入の抑制のためサブドレンからの地下水くみ上げを実施。
- ・再発防止策として、パトロール強化、タンク周りの堰排水弁を閉じる、タンクの水位管理方法の改善等の対策を実施。
- ・抜本対策として溶接型タンクの増設、水位計設置及び集中管理システム導入を検討。



対策概要図【説明資料より抜粋】

◆質 疑

Q. 対策の見通し。

A. 今後、1～2年で対策を完了させる予定。

Q. 湾内の汚染された汚泥について。

A. 本来取り除くことが適切だが緊急的にモルタルで固める対策を行っている。

Q. 5・6号機の浄化装置を利用することは出来ないのか。

A. 5・6号機の廃水処理設備では、今の汚染水はきれいにならないという状況。

Q. タンクは増え続けるのか。

A. 現在940基。今後地下水が止水できる状況となるまでは増設となる。

中間貯蔵施設（保管庫）の現地調査結果（速報）について【説明：環境省（中間貯蔵施設チーム）】

◆実施した調査

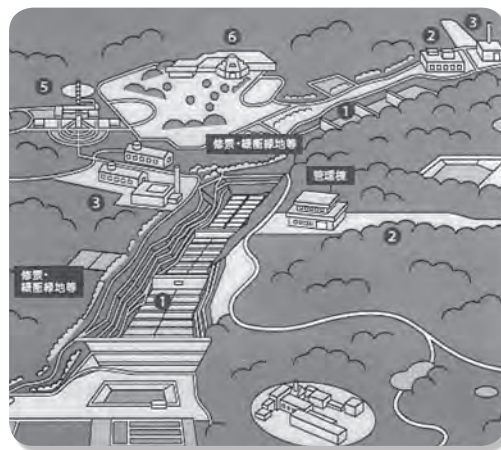
《現地踏査》	《ボーリング調査》
地表・地質・水みち把握・道路状況	地質・地下水位・地盤・試料採取

◆調査結果を踏まえた評価

檜葉町の調査候補地周辺においては、低地、丘陵地の下部に堅固な大年時層が分布することから、土壌や廃棄物の貯蔵施設を設置することは可能。

◆質 疑

- Q. 調査イコール建設ではないのか。
A. 調査イコール建設をするということでは無い。
- Q. 調査候補地の選定について。
A. 既存の文献資料（地形など）において郡内9地点を選定。
- Q. 中間貯蔵施設の今後の方針について。
A. 当該地域には必要な施設と考えている。平成27年搬入を目標に進めたいが、行政・住民等との議論を重ね方向性を示していきたい。



イメージ図【説明資料より抜粋】

開会日：平成25年12月12日

檜葉町帰町計画（案）について【説明：復興推進課】

◆帰町に向けた流れ

帰町計画に基づき、復旧復興の取り組みにより、帰町が可能かどうかなど様々な状況を確認したうえで、議会や有識者などから意見を徴取しつつ総合的に勘案し、平成26年春に帰町の判断を行う。

▽帰町可能となった場合

- ・帰町時期の目途を示すとともに、避難指示の見直しについて国と協議を開始。
- ・帰町に向けた具体的な施策の実施計画を策定。
- ・町民の帰町の際に参考となる「帰町・生活再建マニュアル」作成し配布を行う。

▽帰町可能と判断できなかった場合は、帰町判断時期を延期とする。

◆帰町判断の方法（考慮すべき要件）

《安全の確保》

除染の効果・除染廃棄物等の管理体制・放射線モニタリングの実施・放射線影響への対応・原子力発電所の安全性・防災、防犯対策など。

《生活に必要な機能の回復》

電気、通信、上下水道等の復旧状況・交通インフラ（道路、バス等）の復旧状況・日常的な買い物の環境・一次医療、介護、福祉施設等・公共施設の機能の回復状況など。

◆質 疑

- Q. 町民意見の集約方法について。
A. 町民説明会を実施（形式については未定）。
- Q. 帰町出来ない方への支援等について。
A. しっかりまとめて町民の方にお示ししたいと考えている。
- Q. 町としての帰町見込み時期は。
A. 帰町については、平成26年春に判断することとしている。
- Q. 原発の安全性について。
A. 専門部会の立ち上げを準備中。

議会の活動【10月～12月まで】

日付	10 月
7	福島県原子力発電所所在町協議会申し入れ活動（福島市）
11	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会（いわき市）
12	福島県立双葉高等学校創立90周年記念式典（いわき市）
13	会津美里町・新鶴ワイン祭り（会津美里町）
16	議会の活性化に関する特別委員会（いわき市）
20	町政懇談会（福島市・郡山市）
21	総務環境常任委員会（いわき市）
25	福島県議長会（福島市）
28	復興副大臣・政務官と議会議長との意見交換会（川内村）
	双葉地方町村議会議長会（川内村）
29	福島県町村議会議員研修会（郡山市）
31	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会視察研修（岩手県）
日付	11 月
1	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会視察研修（岩手県）
2	町政懇談会（会津美里町）
6	双葉地方町村議会議長会議員研修（広野町）
7	町村議長会全国大会（東京都）
	双葉地方町村議会議長会要望活動（東京都）
14	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会（楡葉町）
16	ふくしま駅伝（白河市・郡山市）
17	

18	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会（第一・第二原発）
22	11月楡葉町臨時会（いわき市）
25	復興副大臣・政務官等と議会議長との意見交換会（福島市）
26	
27	東京電力㈱福島復興本社復興推進室副室長来庁（いわき市）
29	福島県新人議員研修（福島市）
	双葉地方広域市町村圏組合議会定例会（広野町）
	双葉地方広域市町村圏組合議会全員協議会（広野町）
日付	12 月
4	会津美里町新正副議長来庁（いわき市）
5	議会運営委員会（いわき市）
6	合同委員会（いわき市）
	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会（いわき市）
10	12月楡葉町定例会（いわき市）
11	
12	
16	議会の活性化に関する特別委員会（いわき市）
18	義援金疑惑に対する町民の不信感並びにその払拭の為の調査に関する調査特別委員会（いわき市）
24	福島第二原子力発電所所長・副所長挨拶（いわき市）
25	原子力発電所所在町協議会福島第一原子力発電所視察（大熊町・双葉町）
26	双葉地方広域市町村圏組合議会臨時会（広野町）
27	仕事納めの式（いわき市）

総務環境常任委員会

◆災害公営住宅の視察調査

【調査日：平成25年10月31日・11月1日】

町の将来設計に関わる災害公営住宅について、課題や実例等の知見を得るため、先進地となる岩手県大槌町（大ケ口地区、吉里吉里地区）と大船渡市（田中東地区）の調査を行いました。

調査地においては、整備にあたって意向調査を実施するなど町民本位の計画策定などを主眼とし、人口集約地の形成など新たなまちづくりの構想も含め事業が推進されていました。

一方で住宅の申込者が事前調査時より少ないことや作業員不

足、資材や地価の高騰、オリンピック開催に伴う影響などによる事業進捗への懸念等の課題があることも確認されました。

この調査から人口集約地域の形成は商業、医療、福祉施設等の推進に大きくかわることから、災害公営住宅の建設地の選定には慎重を期すべきと思われました。

また、今後、檜葉町においても、資材高騰や人材不足、用地確保などの課題が予測されるので、事前の対応が重要となってくることなどの知見を得ることが出来ました。



大槌町（吉里吉里地区）



大船渡市（田中東地区）

経済福祉常任委員会

◆檜葉中学校の現況調査

【調査日：平成25年11月14日】

現在、建設が進められている檜葉中学校校舎について、安全性や教育施設としての充実が図られているかなどの現況調査を行いました。

調査の結果、施工に関し、鉄筋の圧接部やコンクリートの打設箇所などを視察し、安全性が確保されていることを確認しました。

また、従前の資材等の取り扱いについても、概ね適正に処理されていることが確認されました。

しかし、震災以前の工事を継続する形となっているため、現状に即した施設・規模であるかは疑問を残す結果となりました。

このようなことから、本施設は、各種施策にも影響を与える重要な事業であるため、安心・安全の向上はもとより、施設の弾力的な取り扱いが可能な対策を講ずるべきであるとの結論を得ました。



中学校建設現場（北田）

経済福祉常任委員会

◆廃棄物仮置場の現況調査

【調査日：平成25年8月22日】

復興事業を推進するうえで廃棄物の処理は喫緊の課題であるため、町内の仮置場における廃棄物の処理状況について調査を行いました。

廃棄物仮置場における、敷地確保や造成、搬入状況などについては、概ね予定どおりの進捗が確認できましたが、廃棄物の処理については、施設や事業者等の体制整備が遅れているなどの理由により、進捗の遅滞が懸念されました。

また、廃棄物仮置場は復興事業を進める上で重要な施設ですが、一方で、町の景観や帰還する町民感情に与える影響が大きいことも確認されました。今後、帰還に備えた対策を講ずるべきであると思われます。

加えて、減容化処理のための仮設焼却施設の設置に関しては、排煙などの影響を考慮し、慎重な用地の選定が必要であると思われます。



廃棄物仮置場（波倉）

原子力発電所安全対策常任委員会

◆原発の汚染水に係る実態調査

【調査日：平成25年11月18日】

原子力発電所の安全に不安を抱えたまま町民に帰町を促すことは困難であるため、福島第一及び第二原子力発電所を視察し、汚染水対策や安定化に向けた取り組みなどの実態について、現地調査を行いました。

第一原子力発電所においては、未だ汚染水が発生している状況が続いており、汚染水の減少や漏えい防止対策など、計画されているものも含め確認した結果、抜本的な解決策には至っていないことが認められました。

また、水素爆発によって破損した建物のリスク低下を目的とする、4号機からの燃料取り出しは、作業終了まで、一定の期間を要するため、慎重な取り扱いを求めました。

さらに、安定化に向けた取り組みについても、冷温停止は維持されていますが、未だ原子炉建屋内に人が立ち入れない状況が続いており、詳細な調査が実施されなければ炉内の状況に不明な部分が多いことも確認されました。今後は原子炉建屋における作業の本格化が取り組みの中心となってくるものと思料されました。

第二原子力発電所においては、一定程度の安全性の対策が確保されている事は確認できましたが、取り出した燃料について、現在、建屋内の使用済核燃料プールにおいて保管されており、今後、核燃料保管施設（供用プール）等への移送や港湾からの運び出し等も含め、より安全な保管方法を検討すべきであると思われました。

以上のことから、今後も十分に注視し、継続した調査の必要性が感じられました。



第一原発（汚染水貯留タンク）



第二原発（シミュレータ室）

傍聴される皆さまへのお願い

定例会や臨時会などの会議の傍聴には、「檜葉町議会傍聴規則」による定めがあります。傍聴される皆さまにはこの規則に従って傍聴していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

《傍聴の際に守っていただく事項等は下記のとおりです。》

◆傍聴席に入ることができない方◆

- ①銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している方。
- ②張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさ類を携帯している方。
- ③鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯している方。
- ④ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機の類を携帯している方。ただし、撮影又は録音することにつき許可を得た者を除く。
- ⑤笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している方。
- ⑥下駄、木製サンダルの類を履いている方。
- ⑦酒気を帯びていると認められる方。
- ⑧その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる方。

◆傍聴の際守るべき事項◆

- ①携帯電話等は電源を切るか、音を発しないよう設定すること。又、通話、撮影、録音を行わないこと。
- ②傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とすること。
- ③議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- ④談論、放歌、高笑、その他騒ぎ立てないこと。
- ⑤飲食又は喫煙をしないこと。
- ⑥みだりに席を離れないこと。
- ⑦不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- ⑧その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

平成26年3月定例会は、3月中旬ごろ開会の予定です。

【開会日は、予定ですので変更となる場合があります。予めご了承ください。】

※議会を傍聴される際には、決まりを守り静粛に傍聴されるようお願いいたします。なお、席には限りがありますので、予めご了承ください。

●場 所

檜葉町いわき出張所 谷川瀬分室 2階 会議室
(いわき市平谷川瀬1丁目1-1)

《問い合わせ先》

檜葉町議会事務局

Tel : 0246-25-5561

Fax : 0246-25-5564

